**平成２３年（フ）第２３４４号**
福岡市博多区竹下５丁目25番５―202号
債務者　江副　恭子
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２３５７号**
福岡市西区周船寺３丁目11番65―303号
債務者　古内　盛寛
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２３６５号**
福岡市南区高宮３丁目２番24号
債務者　山口たづ子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２３６９号**
福岡県古賀市天神６丁目７番23―205号
債務者　平松　栄治
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２３７１号**
福岡県糟屋郡須恵町大字植木537番地１
シャーメゾンすえB201号
債務者　小川　高文
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第２４１０号**
福岡市博多区博多駅東１丁目４番８―102号
債務者　鎌形　光明
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第３１１号**
福岡県久留米市津福本町1779番地12　ファミーユシャトー212号
債務者　大久保ひとみ
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２３年（フ）第４９号**
秋田県由利本荘市石脇字上ノ山11番地２　パレスメグ２号室
債務者　齊藤　美樹
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２３年（フ）第４０７号**
山梨県中央市山之神1324番地25
債務者　若松　久人
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４２２号**
山梨県中央市山之神1046番地２
債務者　松木みつ江
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第４３２号**
山梨県甲府市大里町2570番地グレイスロイヤルK101　髙山方
債務者　渡辺　明美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２５８号**
長野県松本市大字島内895番地11　市営住宅Ⅰ―304
債務者　阿部　貴江
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第２７２号**
長野県木曽郡木曽町福島1813番地１
債務者　相馬しず代
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２３年（フ）第６７号**
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲1913番地３
債務者　吉田　祥子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２３年（フ）第６９号**
愛媛県西予市野村町野村13号331番地　公園団地102号
債務者　宇都宮房江
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

**平成２３年（フ）第３３２号**
福岡市東区箱崎５丁目11番７―711号
債務者　井上　春美
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１２６１号**
福岡県糸島市志摩師吉56番地99
債務者　森谷優理子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部